

第57号

Water & Mud Newspaper

水 泥 新 聞

2019年(令和元年)12月5日



編集

フジクリーン工業株式会社

〒464-0850

愛知県名古屋千種区今池
四丁目1番4号

TEL 052-733-0325

14年ぶりとなる 浄化槽法改正の背景とは

今年6月19日、浄化槽法の一部を改正する法律が公布された。今号では、昭和58年の制定以来今回で3度目となる改正のポイントを紹介する。また、浄化槽法制定の背景とともに、単独浄化槽の設置基数の推移やこれまでの改正の概要を取り上げる。



▲掘り出した単独浄化槽



▲新設される合併浄化槽

時代とともに浄化槽を 取り巻く状況も大きく変化

浄化槽法が制定されたのは、昭和58年のこと。その背景を紐解くと、政府が昭和40年版厚生白書に掲げた「一億総水洗化目標」にさかのぼる。目標達成のため、トイレ水洗化の有力な手段として下水道とともにいっきに普及した単独浄化槽。昭和58年には、全国に約500万基※が設置されたが、し尿のみの処理で生活雑排水は公共用水域に垂れ流しであった。同時期、水質汚濁を含む公害が社会問題として注目を集めるように。そこで、し尿及び雑排水の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的に浄化槽法が制定。浄化槽設備士や浄化槽管理士など、浄化槽に関する資格

制度が初めて定められた。その後、平成12年の改正で、単独浄化槽の新設が原則禁止に。平成17年の改正では、公共用水域等の水質の保全が追記され、浄化槽放流水の水質基準が設けられることになった。

3度の改正で 合併転換へ大きく動く

14年ぶり3度目となる今回の改正の大きなポイントは、補修や交換が必要な単独浄化槽について、合併浄化槽への転換命令権限が行政に付与されたことだ。具体的には、「放置すれば生活環境の保全や公衆衛生上重大な支障が生じる恐れがある状態」と認められる単独浄化槽を「特定既存単独浄化槽」と定義。都道府県知事がそれに対し、除

去その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言又は指導することができるように。従わない場合は、勧告や命令を発することも可能となった。これにより、既設浄化槽の52%にあたり、約391万基※も残されている単独浄化槽の合併浄化槽への転換が大きく前進するものと期待される。

※ 環境省 報道発表資料「平成29年度における浄化槽の設置状況等について」より抜粋



▲破損した浄化槽のイメージ
※写真は試験的に破壊したものに なります。

浄化槽法の制定とこれまでの改正のポイント		
	主なポイント	背景など
昭和58年(1983年) 【浄化槽法制定】	<ul style="list-style-type: none"> ●浄化槽の製造に関する新基準の設定(浄化槽型式認定制度) ●浄化槽の設置または管理する者の義務事項を明確化 ●浄化槽に関する資格制度の設定 	昭和58年以前、浄化槽に関する法律は設置に関しては建築基準法、維持管理に関しては廃棄物処理法と異なっていたため、全体の管理が煩雑になり水質汚濁や悪臭などの問題に発展。「浄化槽の正しい管理」を図るため、環境庁が浄化槽法を制定した。
平成12年(2000年) 【1度目の改正】	<ul style="list-style-type: none"> ●単独浄化槽の新設が原則禁止に 	この改正により単独浄化槽の製造が中止され、「浄化槽=合併浄化槽」と定義されるように。単独浄化槽はみなし浄化槽として、転換の努力義務が定められた。
平成17年(2005年) 【2度目の改正】	<ul style="list-style-type: none"> ●公共用水域等の水質保全の設定 ●浄化槽法放流水の水質基準を設定 ●浄化槽法定検査結果の行政への報告、未受験者への指導を強化 ●廃止手続きの創設 	依然として単独浄化槽を前提とした規定が多く残されていたため、合併浄化槽を前提とした水環境の保全という観点から改正を実施。これまで「し尿等」とされてきたものを「し尿及び雑排水」に改められた。

深掘りプラス

今回の改正とともに、単独浄化槽の転換を大きく後押しするのがさまざまな助成制度だ。中でも注目されるのは、令和元年となる今年からスタートした単独処理浄化槽の合併転換に係る宅内配管工事費の助成制度。これまで助成が困難とされてきた個人資産が対象となる制度に大きな期待が寄せられる。

※「宅内配管工事費の助成制度」については、水
泥新聞第51号を参照ください。

浄化槽法改正により 台帳の整備と維持管理 技術の向上を徹底



▲現地講習会の様子

浄化槽の設置状況を 台帳により正しく把握

浄化槽におけるさまざまな問題を解決するためには、単独浄化槽を含む浄化槽の設置状況を示す詳細なデータが必要となる。しかし、過去に無届けのまま設置された単独浄化槽が数多く存在したり、下水道への接続により撤去されたが台帳上にデータが残っていたり、正確な実態をつかむのは困難となっている。都道府県によっても大きな差があり、およそ10の都道府県には台帳自体が存在していない。さらに台帳は運用されていても、GIS(地理情報システム)などのシステムで管理しているところは約40%と、データの更

新が不十分となっている。

浄化槽の現状を正しく把握し、単独浄化槽から合併浄化槽への転換を推進するため、今回の浄化槽法改正では、浄化槽ごとに浄化槽台帳を作成することが義務付けられた。

正確な台帳管理で11条検査の 受検率アップを促進

浄化槽は、浄化槽法で定められた水質に関する検査を受ける必要がある。そのうち、7条検査と呼ばれる設置後の水質検査の受検率は95.4%を実現しているが、11条検査と呼ばれる定期検査(年に1回)は単独浄化槽で24.4%、合併浄化槽で58.9%と受検率

が低い。今回の改正で浄化槽台帳の整備と管理が徹底されることで、浄化槽の設置基数や設置場所の把握が可能となり、11条検査の受検率向上も期待できる。

浄化槽管理士の 研修機会を確保

さらに、今回の浄化槽法改正では、浄化槽の維持管理を担う浄化槽管理士に対する研修の機会を確保することが要件化された。それにより、処理性能の高度化にともない構造が複雑化する浄化槽に対応した、高い維持管理技術の習得が期待できる。

深掘り+ プラス

登録浄化槽
管理士
平均
年齢
49.5歳
(27,636人)
※保守点検業登録をした人

浄化槽管理士
免状取得者
平均
年齢
54.7歳
(76,767人)
※試験に合格した人

環境省浄化槽サイト「今後の浄化槽の在り方に関する懇談会」提言～浄化槽が輝く未来へ～より抜粋

※平成25年度末時点

浄化槽管理士をはじめとする技術者・従事者は、高齢化や人員不足が深刻化しており、人材確保、技術継承、技術研鑽が今後の課題となっている。

コラム

講習会やデモンストレーションを開催

フジクリーンでは、維持管理の講習会や最新機器のデモンストレーションなどを定期的に開催して、浄化槽管理士の技術力向上に寄与している。全国で毎年100回以上開催され、昨年度は計158回の講習会に延べ約6,000人が参加した。



参加者の声

- 毎回、新商品の情報発信があり勉強になる。
- トラブルシューティングの講習は参考になる。実務に活用できるのでありがたい。
- 相談や質問がしやすいので、何回も参加している。
- フリートーク時に他の業者と情報交換もできるのがいい。

楽しく
脳活!!

水泥クロスワード

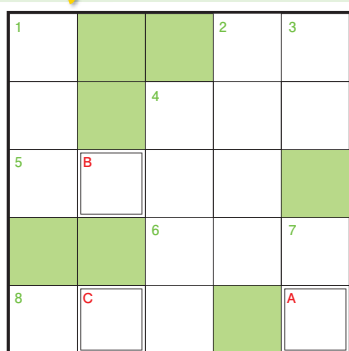
沢カニ次郎

解答欄

A	B	C
---	---	---

解答キーワードはコチラをチェック!

<https://www.fujiclean.co.jp/fujiclean/crossword/answer06.html>



たてのかぎ

- 1 全長7mにもなる大型のエイの一種。ダイバーなら誰もが「一度は一緒に泳ぎたい!」と憧れる、海のアイドル。
- 2 糸や歯車、ぜんまいなどで構成された、日本の機械仕掛けの総称。「茶運び人形」などが代表的。「〇〇〇時計」。
- 3 水底を突いて舟を進める道具。時流に乗って勢いづくことを「流れに〇〇さす」と言う。
- 4 カリフォルニア州サンディエゴにあるメジャーリーグの球団。海沿いにある野球場「ペトコ・パーク」が本拠地。
- 7 以前に何かがあったり、何かを通ったしるし。「〇〇が残る」。「足〇〇」。「涙の〇〇」。

よこのかぎ

- 2 雨や日光などを避けるための日用品。フランス語では「Parapluie (パラプリュイ)」。
- 4 太平洋上にある島国で、首都はマルキョク。美しいサンゴ礁が有名。国旗が日の丸にそっくり!
- 5 平成12年の浄化槽法改正で、新設禁止となった。「〇〇〇〇処理浄化槽」。
- 6 熱帯アメリカ原産のラン科の花で、カトレアに似ている。ガーデニングに人気の夏の花。
- 8 スイス東部にある都市で、水資源の枯渇など世界の諸問題を討議するフォーラムが毎年開催される。「〇〇会議」。